

改 正 後	現 行
<p>別紙 森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領</p> <p>第3 委託対象業務 発注者支援業務の委託は、工事件数、工事内容、現場条件、監督職員の数等を十分勘案して、監督職員のみでは契約の適正な履行の確保が困難な工事を対象として行うものとする。</p> <p>第5 発注者支援業務の積算 発注者支援業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 構成費目の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直接経費 <u>(積上計上)</u> 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 (ア)～(カ) (略) <u>(削る。)</u></p> <p>ウ <u>直接経費(積上計上するものを除く。)</u> <u>直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。</u></p> <p>(2) その他原価 その他原価は、<u>間接原価</u>および直接経費(積上計上するものは除く)からなる。 <u>なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)並びにPC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)とする。</u> <u>(削る。)</u></p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>イ 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>別紙 森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領</p> <p>第3 委託対象工事 発注者支援業務の委託は、工事件数、工事内容、現場条件、監督職員の数等を十分勘案して、監督職員のみでは契約の適正な履行の確保が困難な工事を対象として行うものとする。</p> <p>第5 発注者支援業務の積算 発注者支援業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 構成費目の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 (ア)～(カ) (略) <u>これ以外の経費については、その他原価として計上する。</u> (新設)</p> <p>(2) その他原価 その他原価は<u>間接原価</u>および直接経費(積上計上するものは除く)からなる。</p> <p>ア <u>間接原価</u> <u>当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接原価以外のものとする。</u></p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等とする。</p> <p>イ 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等とする。</p> <p>(4) (略)</p>

3 業務委託料の積算

(1) (略)

(2) 各構成費目の積算

ア (略)

イ 直接経費

直接経費は、第5の2の(1)のイの各項目について実費を次により積算する。ただし、各項目の(ア)、(エ)、(カ)及び(キ)については、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

(ア) (略)

(イ) 旅費交通費

旅費交通費については、原則として通勤によることとし、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算するものとする。ただし、やむを得ず滞在して業務を行う場合の宿泊費及び宿泊手当は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」(平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知)の5(3)②によることとする。

なお、往復旅行時間に係る直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

(削る。)

a 積算技術業務

旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)
直接人件費の0.63%	244

(注) 旅費交通費の率は、打合せ、現地調査の費用とする。

b 技術審査業務

旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)
直接人件費の0.63%	244

(注) 旅費交通費の率は、打合せ、現地調査の費用とする。

c 工事監督支援業務

旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)
直接人件費の4.15%	二

(注) 旅費交通費の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。

3 業務委託料の積算

(1) (略)

(2) 各構成費目の積算

ア (略)

イ 直接経費

直接経費は、第5の2の(1)のイの各項目について実費を次により積算する。ただし、各項目の(ア)、(エ)、(カ)及び(キ)については、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

(ア) (略)

(イ) 旅費交通費

通勤により業務を行うことを標準とする。

旅費交通費の積算上の起点は、原則として最寄りの市町村役場とする。

上記の起点から業務場所までの運転時間を計上し、運転経費は、下表により計上する。

なお、運転速度は、時速30km(高速道路等を利用する場合は80kmとする。)とする。
1時間当たり

名称	単位	数量	単価	摘要
ライトバン	時間	1.0		1,500cc 森林整備保全事業建設機械損料算定表による。
ガソリン	L	2.7		スタンド渡し

(注) 1. ライトバンの運転時間は、一般道路30km/h、高速道路等80km/hで計算し時間当たりに四捨五入する。

2. 高速道路等の料金は、別途計上する(消費税抜きの金額)。

3. 運転労務は計上しない。

ただし、やむを得ず滞在して業務を行う場合は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」(平成28年3月31日付け27林整計第367号森林整備部長通知)の5(3)②によることとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(削る。)

(ウ) (略)

(エ) 業務用事務室損料及び備品費等

事務所等を現地に設置することを想定していないことから、特別な場合を除いて計上しない。

(オ) (略)

ウ～エ (略)

第6 業務委託料の変更の取扱い

業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。

(略)

1 直接人件費

直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数、工事監督支援業務における担当技術者の実働日数等）の変更に応じて変更する。

2 直接経費

旅費交通費は、業務内容等の変更当初積算の旅費交通費と変更となる場合は変更する。

なお、旅費交通費以外の直接経費については、原則として変更しないが、当初積算していた諸条件が変更になった場合は変更できるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

3 その他原価

業務内容等の変更により直接人件費に変更があった場合は変更する。

4 一般管理費等

業務内容等の変更により業務原価に変更があった場合は変更する。

別表1 (略)

(ウ) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金

業務に必要な自動車に要する費用は、以下により積算する。

a 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1,500cc)とする。

b 1日の運転時間は、3時間を限度として現場の状況により所要時間を計上し、燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。

c 業務用自動車損料については、別に定めるところによる。

d 運転労務費は、発注者支援員が直接運転するものとして計上しない。

e 運転対象日数は、月20日とする。

(エ) (略)

(オ) 業務用事務室損料及び備品費等

業務用事務室損料及び備品費等は、原則として委託者が設置した現場事務所等を使用するものとし、特別な場合を除き積算しない。

(カ) (略)

ウ～エ (略)

第6 業務委託料の変更の取扱い

業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。

(略)

1 直接人件費

直接人件費は、編成人員または委託期間に変更のない限り変更しないものとする。

2 直接経費

(新設)

ア 旅費交通費は、委託期間又は業務内容の変更に伴い当初契約に係る旅費交通費が変動する場合に限り、実績に関係なく委託者の積算に基づき変更する。

イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、委託期間が変更になった場合に限り、その増減に比例して変更する。

ウ 上記のア、イ以外の直接経費については、原則として変更の対象としないが、当初積算していた諸条件が大幅に変更になった場合は変更することができるものとする。

(新設)

(新設)

別表1 (略)

1・2 (略)

【見積参考歩掛】

工事区分別の歩掛は、原則として、見積を徴収し、積算を実施するものとする。
以下の歩掛は、参考として提示するものである。

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	5.800	0.500	31.000	4.700
地すべり防止	4.000	0.500	22.000	3.400
林道開設・改良	3.800	0.700	22.100	3.100
林道開設・改良 (舗装)	3.400	-	18.000	1.500
林道維持・補修・修繕	3.100	0.500	22.500	2.700
林道施設災害復旧	3.800	0.700	22.100	3.100

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】簡易B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	7.000	0.500	42.000	5.000
地すべり防止	6.900	-	36.500	3.600
林道開設・改良	6.600	0.800	37.400	5.000
林道開設・改良 (舗装)	5.500	0.500	29.500	4.500
林道維持・補修・修繕	7.200	1.100	45.700	6.400
林道施設災害復旧	6.600	0.800	37.400	5.000

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	3.400	-	18.600	2.000
地すべり防止	2.700	0.300	13.500	2.000
林道開設・改良	3.000	-	15.900	1.800
林道開設・改良 (舗装)	2.400	0.500	11.500	2.600
林道維持・補修・修繕	2.500	0.300	15.000	1.700
林道施設災害復旧	3.000	-	15.900	1.800

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】簡易B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	4.200	0.400	23.600	4.700
地すべり防止	4.000	-	21.700	2.400
林道開設・改良	4.200	0.600	24.100	3.900
林道開設・改良 (舗装)	3.900	-	21.200	2.300
林道維持・補修・修繕	5.000	0.500	25.700	3.900
林道施設災害復旧	4.200	0.600	24.100	3.900

1・2 (略)

【見積参考歩掛】

工事区分別の歩掛は、原則として、見積を徴収し、積算を実施するものとする。
以下の歩掛は、参考として提示するものである。

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	5.000	0.500	29.800	3.700
地すべり防止	3.300	0.300	20.500	2.800
林道開設・改良	3.400	0.500	21.600	2.700
林道開設・改良 (舗装)	2.900	0.500	16.300	2.500
林道維持・補修・修繕	3.800	0.000	22.700	0.000
林道施設災害復旧	3.400	0.500	21.600	2.700

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】標準B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	7.300	0.500	40.800	5.000
地すべり防止	5.900	0.500	31.500	4.800
林道開設・改良	6.400	0.300	37.000	5.400
林道開設・改良 (舗装)	4.500	0.400	31.600	3.000
林道維持・補修・修繕	7.100	0.500	41.500	5.700
林道施設災害復旧	6.400	0.300	37.000	5.400

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	2.800	0.000	18.000	0.000
地すべり防止	2.100	0.000	13.100	0.000
林道開設・改良	2.400	0.300	12.000	1.800
林道開設・改良 (舗装)	2.000	0.300	10.000	1.500
林道維持・補修・修繕	2.200	0.000	13.200	0.000
林道施設災害復旧	2.400	0.300	12.000	1.800

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】標準B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	4.100	0.300	23.500	4.600
地すべり防止	3.200	0.300	18.500	2.500
林道開設・改良	4.200	0.300	21.000	3.200
林道開設・改良 (舗装)	3.600	0.400	19.000	2.500
林道維持・補修・修繕	4.600	0.400	24.600	2.800
林道施設災害復旧	4.200	0.300	21.000	3.200

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】数量精査			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	<u>2.000</u>	<u>0.200</u>	<u>12.100</u>	<u>2.000</u>
地すべり防止	<u>1.400</u>	<u>0.300</u>	<u>8.600</u>	<u>1.400</u>
林道開設・改良	<u>1.600</u>	<u>0.200</u>	<u>9.600</u>	<u>2.100</u>
林道開設・改良(舗装)	<u>1.300</u>	<u>0.400</u>	<u>8.100</u>	<u>1.300</u>
林道維持・補修・修繕	<u>2.000</u>	<u>0.300</u>	<u>12.000</u>	<u>1.800</u>
林道施設災害復旧	<u>1.600</u>	<u>0.200</u>	<u>9.600</u>	<u>2.100</u>

別紙2 (略)

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】数量精査			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	<u>2.300</u>	<u>0.300</u>	<u>11.500</u>	<u>1.700</u>
地すべり防止	<u>1.400</u>	<u>0.300</u>	<u>9.100</u>	<u>1.100</u>
林道開設・改良	<u>1.600</u>	<u>0.300</u>	<u>9.000</u>	<u>1.400</u>
林道開設・改良(舗装)	<u>1.200</u>	<u>0.300</u>	<u>8.000</u>	<u>1.200</u>
林道維持・補修・修繕	<u>1.900</u>	<u>0.200</u>	<u>11.900</u>	<u>1.700</u>
林道施設災害復旧	<u>1.600</u>	<u>0.300</u>	<u>9.000</u>	<u>1.400</u>

別紙2 (略)

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。